破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６７号
宮城県登米市石越町南郷字矢作53番地
債務者　菅原　慶紀
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第３４号
群馬県利根郡みなかみ町月夜野415番地４
債務者　青柳　治男
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
群馬県利根郡みなかみ町月夜野415番地４
債務者　青柳　明子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第７２９号
愛知県豊田市渋谷町１丁目13番地３　マンション渋谷105号、従前の住所愛知県豊田市白山町七曲12番地476
債務者　坂本　健二
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０８号
函館市桔梗３丁目16番８号
債務者　山村　光洋
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５０９号
函館市桔梗３丁目16番８号
債務者　山村　孝子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５４４号
函館市高丘町25番３号
債務者　山口　明美（旧姓奈良）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５４７号
北海道寿都郡黒松内町字黒松内175番地12
債務者　高橋みゆき
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５４８号
北海道亀田郡七飯町字上藤城３番地９
債務者　千田　修次
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第８５０号
埼玉県坂戸市大字石井2825番地１
債務者　加藤　　大
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１２９号
三重県伊勢市船江４丁目26番17号
債務者　奥野　良昭
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第８０４号
埼玉県川越市大字今泉118番地１県営川越今泉団地１号棟104号室
債務者　宮岡スサナ
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４７０号
静岡県伊東市荻412番地の５　角折住宅Ｃ棟114号
債務者　西野　英樹
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
静岡県三島市大宮町２丁目８番５号　サーパスコジー大宮町207
債務者　渡邉　利夫
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４９３号
静岡県駿東郡清水町徳倉2522番地　雇用促進住宅徳倉宿舎203
債務者　森　　拓也
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４９９号
静岡県御殿場市神山1705番地　町屋南ハイツＢ103
債務者　二本木則子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３１６５号
名古屋市東区泉２丁目15番６号　グランデール泉602号
債務者　吉川　　務
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部